

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

1 政令で定める庁舎に関する規定の整備

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハの政令で定める庁舎のうち内閣官房及び内閣府に係るものを改める。（本則関係）

2 施行期日等

（1）この政令は、令和七年十二月八日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、

公布の日から施行する。（附則第一項関係）

（2）所要の経過措置を設ける。（附則第二項及び第三項関係）